

杉並区グリーンスローモビリティ運行計画策定業務及び運行業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

杉並区都市整備部管理課

1. 目的

杉並区（以下「区」という。）では、令和4年3月に策定した杉並区実行計画に基づき、高齢者等をはじめ誰もが気軽に移動できる地域社会の実現に向けた取組の一環として、これまでにグリーンスローモビリティの実証運行等を実施するとともに、令和5年3月に策定した杉並区地域公共交通計画において、令和6年12月の（仮称）荻外荘公園の開園を見据え、荻窪駅周辺の回遊性の向上を図る取組を行ってきました。

こうした実証運行等の結果を踏まえ、令和6年度の本格運行開始に向けた、グリーンスローモビリティの運行事業者候補者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2. 業務の概要

(1) 業務名

グリーンスローモビリティ運行計画策定業務及び運行业務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙1「業務説明書」、別紙2「業務実施条件」のとおり。

(3) 履行場所

杉並区内

(4) 履行期間

① 運行計画策定業務（令和5年度）

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

② 運行业務（令和6年度）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 令和6年度以降については、「9 その他留意事項(10)から(15)」を参照。

(5) 事業規模

① 運行計画策定業務（令和5年度）

上限額 ¥1,300,000-（消費税及び地方消費税を含む）

② 運行业務（令和6年度）

令和6年度の運行业務は、予算が確定していないため、令和5年度に策定した運行計画を基に区と協議の上、金額を決定します。

3. 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 法人格を有する事業者で、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の特例猶予を受けていた場合はその旨を証する書類（「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」など）を提出すること。
- (6) 道路運送法第四条一般旅客自動車運送事業の許可のうち、一般乗合旅客自動車運送事業の許可、または一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を保有していること。
- (7) 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送、または一般貸切旅客自動車運送、一般乗用旅客自動車運送提案業務を引き続き5年以上営業していること。

4. 実施手順

公表から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおり。

内容	期日等
実施要領の公表	令和5年5月10日（水）
質問受付期間	令和5年5月10日（水）から 令和5年5月17日（水）午後5時まで（必着） ※質問及び回答は、令和5年5月23日（火）までに、 区公式ホームページ上で一括して公開します。
企画提案書等提出期間	令和5年5月24日（水）から 令和5年5月31日（水）午後5時まで（必着）
第一次審査（書類審査）	令和5年6月15日（木）（予定） ※第二次審査の対象となる参加事業者を選定します （2～3事業者程度）。
第一次審査結果通知	令和5年6月20日（火）（予定）
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和5年7月3日（月）（予定）
受託者候補者選定結果の通知	令和5年7月10日（月）（予定）

5. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

「質問書」（様式1）に質問内容を記載の上、FAX又は電子メールより提出してください。電話での質問及び回答に対する再質問には応じません。電子メールによる提出の場合は件名を「杉並区グリーンスローモビリティ運行計画策定業務及び運行業務公募型プロポーザル質問書【事業者名】」としてください。

(2) 受付先

「10. 担当課（事務局）」に同じ。

(3) 受付期限

令和5年5月17日（水）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

質問及び回答は、令和5年5月23日(火)までに、区公式ホームページ上で一括して公開します。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、「提出書類一覧」(様式3)のとおりです。

(2) 提出部数

提出書類は、正本1部・副本7部をそれぞれ製本(A4縦長ファイル等で綴じる)し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名(杉並区グリーンスローモビリティ運行計画策定業務及び運行業務公募型プロポーザル 企画提案書)を付し、正本のみに事業者名を付してください。

副本については応募事業者が特定できるような名称(社会福祉法人、株式会社等の表記も含む)、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載されている書類については当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。

(3) 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則、持参してください。(要事前予約)なお、郵送等の場合は、提出書類に漏れがないよう留意し、書留郵便により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「杉並区グリーンスローモビリティ運行計画策定業務及び運行業務公募型プロポーザル応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10. 担当課(事務局)」に同じ

(5) 提出期限

令和5年5月31日(水)午後5時 必着

未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7. 受託者候補者の選定手順

杉並区グリーンスローモビリティ運行計画策定業務及び運行業務受託者候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、企画提案書等の提出された書類およびプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定します。

なお、2(5)提案上限額を超える提案を行った参加事業者は審査対象となりません。また、選定委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 主な評価基準

① 経営状況に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好であるか
業務実績	類似の業務や環境に配慮した業務の実績があるか
業務遂行力	業務の遂行体制は妥当であるか
賠償責任能力	賠償に対する責任能力があるか

② 企画提案に関する評価基準

評価項目	評価の内容
企画提案内容の妥当性	提案された実施内容は妥当であるか
	具体的で実効性のある提案となっているか
	提案が専門的知識や技能に基づいているか
	実施手順とその手法は妥当であるか
	安全対策が適切にとられているか
	独創的で特色あるアイデアが盛り込まれているか
事業費用	経費は妥当且つ根拠が明確であるか
	本運行にかかる事業費は根拠が明確か
提案力	説明に説明力、論理性があるか
	質疑応答での回答が的確であるか
資料調整力	資料はポイントを押さえていて分かりやすいか
業務に対する取組姿勢	業務に対する取組姿勢が適切で、受託者候補者としてふさわしいか

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度）を選定します。

第一次審査の結果は、令和5年6月20日（木）（予定）に、第一次審査の対象となった全ての事業者に通知します。

② 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定委員会において、企画提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者（第一次、第二次審査の配点総合計の6割以上を得た最上位の事業者）を選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和5年7月10日（月）に、全ての第二次審査参加事業者に対して通知しま

す。また、受託者候補者名は区ホームページ上で公表します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。なお、失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、応募事業者（応募予定者の関係者を含む）は、選定委員会等の設置から選定の通知が来るまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関する区職員（以下「選定委員等」という。）に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、目的が自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止します。

接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・自らが構成員の一員となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）
- ・区が主催する審議会、意見交換会等への出席

- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

9. その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (3) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。
- (4) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全て又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。また、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、予め区の承諾を得る必要があります。
- (5) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。

- (6) 受託者候補者が失格要件に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉を行います。
- (7) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させたいうで契約を締結します。また、仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (8) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- (9) 提出された企画提案書等については返却しません。また、区は提出された企画提案書等について、必要に応じて使用できるものとします。
- (10) 令和6年度の運行業務の委託契約は、区議会において当該事業に係る経費を含んだ令和6年度予算案が可決・成立した場合に締結するものとします。
- (11) 令和6年度の運行業務は、令和5年度の運行計画策定業務が適切に履行されていると区が判断する場合に契約を締結することができるものとします。
- (12) 令和6年度以降は、令和5年度に策定した運行計画書を基にグリーンスローモビリティの実証運行並びに本運行業務の委託契約を締結します。これに加え、令和6年度以降の事業実施に関する協定を締結します。
- (13) 令和6年度の運行業務は、令和6年5月から8月の間に3ヵ月程度の実証運行を実施し、令和6年11月から本運行の実施を予定しています。実施時期については、区との協定により決定します。
- (14) 令和7年度以降の運行業務は、区が実施するモニタリング（履行評価）の結果等により、前年度の業務が適切に履行されていると区が判断する場合に契約を締結します。なお、事業者が業務を継続することが適当でないと区が判断した場合、当該契約期間をもって契約を終了します。
- (15) 実証運行並びに本運行は、一般乗合旅客自動車運送による運行を想定しています。

10. 担当課（事務局）

杉並区都市整備部管理課交通企画係 担当：奥山、柴田
所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所西棟5階）
電話：03-3312-2111（内線3515）
FAX：03-5307-0689
E-mail：TOSHI-KIKAKU@city.suginami.lg.jp

業務説明書

1 業務の目的

本業務は、令和5年度にグリーンスローモビリティの運行計画書の策定や関係者協議などを行い、必要な法的手続きを実施し、令和6年度に運行計画書を基に円滑な運行業務を実施することを目的とする。

2 業務内容

(1) 運行計画策定業務（令和5年度）

①運行計画書の作成

受託者は、契約締結後、別紙2「業務実施条件」に掲げる条件を満たし、かつ提案内容を含んだ運行計画書（案）を速やかに作成すること。

なお、運行計画書の作成にあたっては、以下の内容を記載すること。

【記載内容】

1. 会社概要
2. 業務実績
3. 実施方針
4. 実施体制
5. 実施計画
6. 業務内容に関する事項
 - ①走行ルートと交通規制
 - ②停留所
 - ③運行の中止・中断判断と再開判断
 - ④運行ルール
 - ⑤乗降時の作業
 - ⑥事故や急病などの緊急時の対応
 - ⑦連絡体制
7. 事業手法に関する事項
8. 事業費用

受託者は、別紙2「業務実施条件」に基づき、業務に必要な以下の事項を含むすべての事業費を令和5年8月末までに計上し、それぞれの総額を算出すること。

【グリーンスローモビリティ運行事業】

- ・直接人件費
- ・維持管理費
- ・光熱水費（車両燃料費を含む。）
- ・電気設備費（初期費用のみ。）
- ・運賃収受機器整備費（初期費用のみ。）
- ・その他雑費（項目を明確にすること。）
- ・間接経費
- ・一般管理費
- ・消費税及び地方消費税額（各年度）

②関係者協議の実施

受託者は、運行計画書（案）を基に区と共に警視庁、運輸支局等と協議を行い、令和6年度の実証運行が問題なく開始できるように運行計画書を確定すること。

③テスト走行の実施

- ・受託者は、テスト走行を1回（2日間）実施すること。
- ・テスト走行は、警視庁の現場実査に併せて行うものとし、必要な経費（車両のレンタル費用等）は事業者が負担すること。

（2）運行業務（令和6年度）

- ・令和5年度に策定した運行計画書を基に運行業務を実施すること。
- ・グリーンスローモビリティの運行にあたっては、区と協議の上、令和6年5月から8月の間に3ヵ月程度の実証運行を実施し、令和6年11月から本運行を実施すること。

3 実証運行及び本運行における費用負担区分の考え方

事業費用の負担区分については、以下のとおりを基本とし、契約後に運行協定により決定することを想定します。

（1）受託者が負担する経費

- ① 業務実施に必要な許可申請に伴う経費
- ② 制服、名札、その他業務に必要な被服類
- ③ 従事者の健康管理等に要する経費
- ④ 事務に要する事務機器
- ⑤ 車両の日常点検や清掃等に係る経費
- ⑥ 光熱水費の基本料金

（2）区が負担する経費

- ① 事業費から運賃収入及び広告収入を除いた運行経費
- ② 車両所有に係る法定費用
- ③ 車両本体の経年劣化等による修繕費
- ④ 決済システム利用料
- ⑤ 追加機器（ドラレコ、音声、決済機器等）の保守費

3 その他

- （1）業務に必要な設備等を別途発注する場合は、最低3社以上の見積りを比較し、最安値の見積りを採用すること。なお、見積りが3社未満となる場合は、事前に区と協議すること。
- （2）受託者は、区が貸与する車両を適切に保管すること。

業務実施条件

本資料は企画提案書、運行計画を策定するうえで、必要な条件を提示しています。企画提案を行う際は、本資料に記載されている条件を踏まえ作成してください。停留所（運行ルート）は令和4年度実証運行時のルートを使用してください。

1 事業計画条件

(1) 運行計画は、表-1の条件を満たしてください。

表-1

項目	内容	
運行時間	午前9時から午後5時（想定）	
運行頻度	1日10便以上	
車両設備	運賃收受機器、ドライブレコーダー、緊急対応用品	
停留所	①荻窪駅西口、②大田黒公園、③（仮称）荻外荘公園、④荻窪地域区民センター、⑤区立桃井第二小学校 ただし、⑤は降車のみを想定。 【参考】を利用してください。	
使用車両 （予定）	令和6年度の運行に使用する車両は、以下の2台（各1台）です。区が購入し、貸与する予定です。	
	YAMAHA AR-07（定員7名※1） 全長：3,960mm 全幅：1,355mm 全高：1,840mm 軸間距離：2,940mm 車両重量：590kg 最小回転半径：4.5m 充電時間：8～12時間 走行距離：45km～55km	タジマ NA0-6J（定員6名※1） 全長：4,050mm 全幅：1,500mm 全高：2,300mm 軸間距離：2,000mm 車両重量：1,170kg 最小回転半径：3.6m 充電時間：7時間～10時間 （100Vだと15時間） 走行距離：約80km

※1) 運転手を含む。

【参考】令和4年度実証運行の走行ルート



(2) 業務計画は、表-2の内容を満たしてください。

表-2

項目	内容
運行体制	業務責任者1名以上、運転手2名以上、案内業務1名以上
連絡体制	会社、車両、区との連絡体制、方法
運行情報	運行状況や車内案内など
運賃收受	運賃收受の方法や必要な設備など
予定表	①事業計画書(案)作成 ②関係者協議 ③テスト走行 ④一般乗合旅客自動車運送事業の申請 ⑤一般乗合旅客自動車運送事業の許可取得

2 提案事項

令和4年度の実証運行において、検証項目となっている下表に対して、実際の運行を見据えた具体的な提案をしてください。

表-2

項目	内容
運行頻度	【令和4年度実績】1日10便(定員最大5名) ・平均利用者1日当たり:平日55.3人。休日81人 【検討事項】 ・1時間あたり2便より運行頻度を増やすこと。
運行時間	【令和4年度実績】9:40~11:40、13:40~16:40(荻窪駅西口発) ・令和4年度の運行ルートには、7-9の車両通行規制があり、午前9時以降の運行とした。 【検討事項】 ・運行時間の延長
案内	【令和4年度実績】 ・YAMAHAの車両を利用し、補助員による口頭案内をした。 【検討事項】 ・走行ルートや停留所のアナウンスの充実
運賃收受	【検討事項】 ・現金收受及びキャッシュレス決済の方法、設備など
暑さ寒さ対策	【検討事項】 ・YAMAHA AR-07には冷暖房機能が車両に搭載されていないため、旅客及び従事者の暑さ、寒さ対策
事業採算性	【検討事項】 ・事業費の最小化を図る
その他	【検討事項】 ・本事業の目的を鑑みた地域社会への貢献 ・本事業の持続可能性や地域への経済効果を最大限高める施策